

事務連絡
令和3年11月10日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

台湾からの医療機器の支援
(酸素濃縮装置及びパルスオキシメータ) に係る追加申請の受付について

先般、台湾から我が国に必要な医療物資支援の申出をいただき、日華議員懇談会を通じて、我が国に酸素濃縮装置約1,000台及びパルスオキシメータ10,000台が供与されました。供与を受けた酸素濃縮装置（以下「本件酸素濃縮装置」という。）及びパルスオキシメータ（以下「本件パルスオキシメータ」という。）については、「台湾からの医療機器の支援（酸素濃縮装置及びパルスオキシメータ）について」（令和3年9月17日付け事務連絡）でお示ししたとおり、希望する都道府県に対し、無償譲渡を行う枠組みを設けたところです。

今般、本件酸素濃縮装置及び本件パルスオキシメータについて、追加申請を受け付けることとし、また、本件パルスオキシメータについては、譲渡の対象を拡大することとしましたので、下記のとおりお知らせします。現在、各都道府県におかれては「保健・医療提供体制確保計画」の策定に向けて、次の感染拡大に備えた体制整備を進めていただいておりますが、今後、冬にかけて季節性インフルエンザとの同時流行も懸念されますので、入院待機施設等の更なる整備に向けて、積極的にご活用いただくようお願いいたします。

記

1. 本件酸素濃縮装置及び本件パルスオキシメータ譲渡の対象となる都道府県
本件パルスオキシメータの譲渡の対象は、申請いただいた全ての都道府県とする。
なお、本件酸素濃縮装置の譲渡の対象は、「入院外患者に一時的に酸素投与等の対応を行う施設（入院待機施設）等の整備に対する支援に係る対象の変更について」（令和3年10月1日付け事務連絡）でお示ししたとおり、申請いただいた全ての都道府県に変更していることを申し添える。
2. 本件酸素濃縮装置及び本件パルスオキシメータ譲渡に当たっての考え方
原則、都道府県が希望する台数を配布する予定としている。ただし、本件酸素濃縮装置及び本件パルスオキシメータに係る申請台数が相当程度多い場合、希望に沿えない可能性があることにご留意いただきたい。

3. 本件酸素濃縮装置の譲渡の対象及び取扱い等

入院待機施設の整備及び宿泊療養施設における酸素投与を行う体制の整備に必要な分を譲渡の対象としているところ、感染拡大が中長期的に反復する可能性があることを踏まえ、必ずしも申請の時点で設置場所が定まっていない場合に、体制の強化に向けて、本件酸素濃縮装置を事前に確保する場合も申請の対象となることを御了知いただきたい。なお、その際には、設置場所が決定した後、厚生労働省まで報告すること。

4. 本件酸素濃縮装置及び本件パルスオキシメータの申請期限及び譲渡の決定時期

都道府県からの申請期限は、令和4年2月8日（火）とするが、それまで随時申請可能とし、厚生労働省においては、各月2回程度（原則、第2及び第4月曜日に各1回）譲渡を決定し、通知する。ただし、11月分については、第4月曜日の1回とする。

5. その他

本件酸素濃縮装置及び本件パルスオキシメータのいずれにおいても、都道府県は、管内の保健所設置市及び特別区からの要望をとりまとめた上で申請することとする。なお、取扱等に関する留意事項については、下記事務連絡を参照されたい。

(参考)

- ・「台湾からの医療機器の支援（酸素濃縮装置及びパルスオキシメータ）について」（令和3年9月17日付け事務連絡）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000833942.pdf>
- ・「入院外患者に一時的に酸素投与等の対応を行う施設（入院待機施設）等の整備に対する支援に係る対象の変更について」（令和3年10月1日付け事務連絡）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000838789.pdf>
- ・「台湾からの医療機器の支援に関するQ&Aについて」（令和3年10月11日付け事務連絡）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000841732.pdf>

<照会先>

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部【医療班・入院待機施設チーム】
メールアドレス：corona-houkoku@mhlw.go.jp

以上